

七ヶ宿町過疎地域持続的発展計画（素案）に対するご意見を募集 （パブリック・コメント要項）

町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域における持続的発展可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、新たに令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とする「七ヶ宿町過疎地域持続的発展計画」（素案）の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり下記のとおり、町民の皆さまからのご意見を募集いたします。

◆対象案件

七ヶ宿町過疎地域持続的発展計画（素案）

◆意見等募集の期間

令和7年11月5日から11月17日まで

◆公表の方法

1. 指定場所での閲覧

七ヶ宿町役場（ふるさと振興課） 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日を除く）

2. 町ホームページへの掲載

◆意見等の提出について

提出期限 令和7年11月17日必着

◆意見等を提出できる方

- ・町内に住所がある方
- ・町内に通勤または通学している方
- ・町内に事務所または事業所がある方
- ・七ヶ宿町に納税義務がある方
- ・この案件に利害がある方

◆意見等の提出方法

提出様式に必要事項を記入の上、下記のいずれかの方法で提出してください。

様式については、閲覧指定場所に備えつけているほか、本ページからダウンロードしてください。

郵送による提出 〒989-0592 七ヶ宿町字関126 ふるさと振興課

ファクシミリによる提出 0224-37-2198

電子メールによる提出 shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp

直接持参による提出 七ヶ宿町役場（ふるさと振興課）

※電話、口頭、匿名の意見は受け付けませんのでご注意ください。

◆提出された意見の取扱い

提出された意見等の概要とそれに対する町の考え方を、ホームページ及び役場ふるさと振興課において一定期間公表いたします。個別の回答は行いません。

お問い合わせ 七ヶ宿町ふるさと振興課 Tel：0224-37-2194